

奈良県告示第百二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県環境森林部水・大気環境課（奈良市登大路町三〇番地）及び安堵町住民生活部住民課（生駒郡安堵町大字東安堵九五八番地）において一般の縦覧に供する。

令和七年六月十日

奈良県知事 山下 真

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
松井磨シャフト株式会社 代表取締役 松井 行雄
生駒郡安堵町大字西安堵三三九一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
松井磨シャフト株式会社奈良工場
生駒郡安堵町大字西安堵三三九一
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設二基（以下「A施設」及び「B施設」という。）
特定施設的能力	六〇トン／日（全ての施設）
特定施設の工事着手予定年月日	既設（全ての施設）
特定施設の工事完成予定年月日	既設（全ての施設）

特定施設の使用に関する事項

特定施設の使用開始予定年月日

許可後直ちに（全ての施設）

特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間		八時十分から十九時まで（八時間／日） （全ての施設）					
季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）		なし（全ての施設）					
項 目	水素イオン濃度（水素指数）		生物化学的酸素要求量（BOD）（単位 mg／L）	化学的酸素要求量（COD）（単位 mg／L）	浮遊物質（SS）（単位 mg／L）	排出の 非常 通過 の 値	窒素含有量（単位 mg／L）
	A施設	B施設					
通常	一二以上	一二～一二	一二以上	一二以上	一二以上	一二以上	一二以上
最大	一二以上	一二～一二					

特定施設から排出される汚水等の一日 当たりの通常の量及び最大の量（単位 m ³ ）	特汚 定染 施設 設備						
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量（単位 mg ／L）		溶解性鉄含有量（単位 mg ／L）		りん含有量（単位 mg ／L）		
	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設
特定施設から排出される汚水等の一日 当たりの通常の量及び最大の量（単位 m ³ ）	五以下	五以下	五〇	五〇			
	一〇	一〇	八〇	八〇			

処理施設の種類	浄化槽四基及び排水処理装置（以下「C施設」、「D施設」、「E施設」、「F施設」及び「G施設」という。）		
処理施設の構造	C施設	D施設	E施設

処理施設の工事着手予定年月日			汚水等の処理方法						処理施設の能力						
	E施設	D施設	C施設	G施設	F施設	E施設	D施設	C施設	G施設	F施設	E施設	D施設	C施設	G施設	F施設
	既設	既設	既設	薬品中和及び凝集沈殿	接触曝気式	腐敗式	腐敗式	腐敗式	二五〇m ³ ／日						

[illegible]

の 後 理 処 び 及 前 理 処 る 通 に 設 施 理 汚 水 汚															
化学的酸素 要求量 (C OD) (単 位 mg / L)				浮遊物質 量 (SS) (単 位 mg / L)					窒素含有 量 (単位 mg / L)						
G 施設	C 施設	D 施設	E 施設	F 施設	G 施設	C 施設	D 施設	E 施設	F 施設	G 施設	C 施設	D 施設	E 施設	F 施設	G 施設
一					四					三					
一					六					三					
一未満	四四	四四	四四	四	四	一七	一七	一七	三	三	四	四四	四四	六〇	一
一未満	四四	四四	四四	四	六	一七	一七	一七	三	三	四	四四	四四	七一	一

りん含有量 (単位 mg ／L)					溶解性鉄含有量 (単位 mg ／L)					ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg ／L)				
G施設	C施設	D施設	E施設	F施設	G施設	C施設	D施設	E施設	F施設	G施設	C施設	D施設	E施設	F施設
二・三					一・四					〇・五				
四・九					一・五					一・〇				
二・一	六・七	六・七	六・七	〇・一	〇・九					〇・三				
二・三	六・七	六・七	六・七	〇・一	〇・九					〇・六				

								項 目
D) (単位 mg/L) 生物化学的酸素要求量 (B O		水素イオン濃度 (水素指数)						
N o. 二排水口	N o. 一排水口	N o. 五排水口	N o. 四排水口	N o. 三排水口	N o. 二排水口	N o. 一排水口		
一	一未満	七・三	七・二	七・三	七・二	七・二	通常	
一	一未満	七・三	七・五	七・三	七・五	七・二	最大	

六 排水水の汚濁状態及び量

汚水等の処理施設 による処理前及び 処理後の汚水等の 一日当たりの通常 の量及び最大の量 （単位 m ³ ）						
G施設	F施設	E施設	D施設	C施設	G施設	
四〇	一	一	一	一	五未満	
五五	一	一	一	一	五未満	
四〇	一	一	一	一	五未満	
五五	一	一	一	一	五未満	

排 出 水 の 汚 濁 状 態

窒素含有量 (単位 mg/L)		浮遊物質 (SS) (単位 mg/L)						化学的酸素要求量 (COD) (単位 mg/L)							
N o. 二排水口	N o. 一排水口	N o. 五排水口	N o. 四排水口	N o. 三排水口	N o. 二排水口	N o. 一排水口	N o. 五排水口	N o. 四排水口	N o. 三排水口	N o. 二排水口	N o. 一排水口	N o. 五排水口	N o. 四排水口	N o. 三排水口	
一	二・一	一七	一未満	一〇	一未満	四	四四	一	二四	一	三	一九	一	一二	
一	二・三	一七	一	一〇	一	六	四四	一	二四	一	三	一九	一	一二	

りん含有量（単位　mg／L）		溶解性鉄含有量（単位　mg／L）						ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位　mg／L）							
N o. 三排水口	N o. 四排水口	N o. 五排水口	N o. 一排水口	N o. 二排水口	N o. 三排水口	N o. 四排水口	N o. 五排水口	N o. 二排水口	N o. 一排水口	N o. 三排水口	N o. 四排水口	N o. 五排水口	N o. 二排水口	N o. 一排水口	N o. 三排水口
三〇	一	六〇	〇・九	〇・一	三・五	〇・一	六・九	〇・三	〇・六	三・五	〇・一	〇・九	五未満	五未満	五未満
三六	一	七一	〇・九	〇・一	三・五	〇・一	六・九	〇・六							

排水水の量(単位 m ³ /日)							
No. 五排水口	No. 四排水口	No. 三排水口	No. 二排水口	No. 一排水口	No. 五排水口	No. 四排水口	No. 三排水口
二	二三二	二	四	四〇			
二	二三二	二	四	五五			